

平成28年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成28年 2月 1日 開会

平成28年 2月 1日 閉会

大 樹 町 議 会

平成28年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年2月1日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第 1号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 2号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 3号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 4号 平成27年度大樹町一般会計補正予算(第7号)について
- 第12 議案第 5号 財産の無償譲渡について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 10番 阿部良富 | 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長 酒森正人	副 町 長 布目幹雄
総務課長 松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究 センター所長 黒川 豊
町民課長兼 税務課長 林 英也	保健福祉課長兼 南十勝子ども発達 支援センター兼 町立保育所所長 村田 修

農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢巖則	特別養護老人ホーム 兼老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ
教 育 長	浅井真介	学校教育課長兼学校 給食センター所長	吉岡信弘
社会教育課長兼 図書館長	角倉和博	農業委員会長	鈴木正喜
農業委員会 事務局長	森博之	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係	長	鎌塚喜代美
------	------	---	---	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成28年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 船戸健二君

2番 齊藤徹君

3番 杉森俊行君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長安田清之君。

○安田議会運営委員長

議会運営委員会報告をいたします。

本日9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をいたしましたので、ご報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は承認3件、条例の一部改正3件、補正予算1件、財産の無償譲渡1件であります。よって会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日といたしました。

以上、委員会での協議の結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるようよろしくお願い申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年12月8日開会の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の大樹町公の施設に係る指定管理者との協定の締結についてですが、先の定例議会において指定の議決と債務負担行為の補正をお認めいただきましたので、去る12月28日に協定を締結しております。

2番目の航空宇宙関連ですが、民間企業による実験のほか、HASTIC・北海道スペース研究会の中央要請活動に北海道・十勝圏航空宇宙産業基地構想研究会とともに参加し、本町の取り組みに対する支援等を要請をいたしました。

なお、この要請活動には、鈴木議長にもご同行をいただいております。

3番目の平成28年度畜産物価格等ですが、去る12月18日に記載のとおり決定をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

4番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約1件、業務委託契約1件を行い、記載のとおりの内容で契約を締結いたしました。

5番目の人事関係、6番目のその他来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を行います。

1の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。12月以降のSTEPによる体験活動の受け入れの主なものとして、①の主催事業では12月19日に小学生と親子

合わせて33名の参加による日帰り体験活動を実施するほか、1月14日から16日までの2泊3日の日程で、小学生28名の参加による冬キャンプを実施しております。

②の受け入れ事業では、1月7日に中札内村の放課後子どもクラブの子どもたち51名を受け入れ、冬季の体験活動を実施しております。

また、③の共催事業として、1月12日と13日に町内の保育園と連携し、子どもたちの自然体験等への支援活動を実施しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

教育委員長にちょっとお伺いをいたします。

子ども農山交流プロジェクト、参加者が33名等と記載をされていますが、町村別というのは出ているものですか、これ大樹町の子どもたちだけなのか、南十勝ですから、ほかの町村からお出でになっているのだらうという気がするのですが、その内訳等をお教えてください。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

それでは、市町村の参加状況等をお話ししたいと思います。

プログラムごとに人数の割合は違いますけれども、日帰りの12月19日のプログラムにおいては、十勝管内、帯広、それから芽室、幕別等からも参加しておりますが、大樹町の子どもたちは3名が参加しております。

また、冬キャンプにつきましても、十勝管内全域から参加者がありまして、大樹の子どもたちも3名参加しております。そのほか、音更や芽室、帯広市内等から集まってきております。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

雑駁で今、説明がありました。人数等についてはわかりましたが、十勝一円ということですから、明細にどこから何名、どこから何名というものを後で提出をしていただきたいというふうに思いますが、議長よろしいですか。

○議 長

いいですか。それでは、後ほど提出してください。

ほかに質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

5番目の人事関係についてですけれども、3名の退職者があったわけでございます。保健福祉課の職員1名、病院の看護師が2名ということなのですから、特に病院の関係、2名退職されたのですけれども業務に支障がないのかどうか、それから補充の目途がたっているのかどうかお聞かせ願います。

○議 長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

病院の看護師の退職に伴うご質問であります、12月31日付で2名の看護師が退職いたしました。今のところ業務は内部のほうで何とかやりくりはついておりますが、看護師不足という点では、今、募集もしておりますが、4月に向けて1名採用を実施できるよう面接を先日行いまして、採用をする内示をしたところであります。

さらに、まだ看護師が不足という状況でありますので、引き続き募集を行っている状況であります。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

看護師不足は深刻な問題なので、ぜひ早急に募集をかけて補充をしていただきたいと、そのことを要望しておきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議 長

日程第5 承認第1号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、承認第1号専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

今回、専決処分をさせていただいた事件につきましては、大樹町税条例等の一部を改正す

る条例の一部改正についてであります。

昨年、12月18日付の総務省通知により、地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しが行われることとなり、平成27年中の条例改正が必要となったため、12月30日に専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、本日の議会においてご承認をいただきたく、ご提案を申し上げます。

改正の内容につきましては、税務課長から説明をいたさせますのでご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

承認第1号専決処分としました、大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この改正は、平成27年12月18日付で総務省自治税務局より通知された、地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しに伴うものでございます。

通知の内容は、納税義務者等の負担を軽減するため申告等の主たる手続きと併せて提出される書類や申告等の後に関連して提出されるような書類については、個人番号の記載を不要とするもので、大樹町税条例で個人番号について規定した手続きのうち、町民税の減免申請、特別土地保有税の減免申請が対象となっております。

地方税における各種申告や減免申請の際の個人番号の利用については、大樹町税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第26号が平成27年5月18日に公布され、平成28年1月1日施行としておりましたが、今回の通知を受けて1月1日より前に当該条例の改正を行い、改正した後の内容で条例を施行する必要があったことから、専決処分とさせていただきます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

大樹町税条例等の一部を改正する条例。

平成27年条例第26号の一部につきまして、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

大樹町税条例等の一部を改正する条例では、第1条で大樹町税条例の一部改正を行っておりますが、その改正のうち、第51条と第139条の改正内容を変更するものです。

第51条は、町民税の減免についての規定で、申請書に記載する事項から個人番号を削除します。

第139条は、特別土地保有税の減免についての規定で、同じく申請書に記載する事項から個人番号を削除します。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行することとし、平成27年12月30日付で交付しております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

個人番号を書かなくてよくなったということで分かりました。

そこで、専決処分についてのできる理由について幾つか定めているのですが、これについてはどの要件で専決処分したのか、その点についてお伺いをいたします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

地方自治法上の適用条項の部分かと理解しております。

専決処分につきましては、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、もしくは特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないときが明らかであると認めるとき、その他議決すべき事件を議決されないときというのがございますけれども、私ども今回、専決処分させていただくものにつきましては、議会を招集する時間的余裕がないことを要因として行っております。

第4回定例会が終わりまして、12月18日の通知でございますので、そこから事務処理をかねまして議会を招集してやっていくという部分がなかったことを理由としての専決処分でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

12月に条例を通して、今度は載せなくてもいいという理由は何だったのですか、前は載せると言っているながら今回はいいよと、これ現実的には読んでいくとちょっと複雑なので分からない部分があるのですが、法人番号を有しない者にあつてはとあるのですが、法人番号ってあるのですよね。ないのですか、これ。事業者に対しては法人番号って必ず来るのですが、この部分のことがちょっと分からない。

今度は、識別、何も書かなくてもいいよと、氏名と住所だけでいいよという手続きなのですが、これは後から出てくるやつはみんな同じなのです、大体。これは何でこうなったのか、保険とかこういうものだけなのか、あとのことは全部書けというのか、これちょっと意味がわからないのですが、ほかの識別をするための個人番号は我々に配布されております。今後は、使わなくてもいいということで解釈していいのですか、この条例だけでいいのか、ほか

のものは書けというのか、そこら辺をちょっとお教えてください。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

今回の個人番号の規定につきまして、以前、個人番号必要だから書けという内容にしておきながら、今回、要らないよというような内容での提案と、その辺を教えてくださいというような内容かと思います。

国が示す個人番号の利用を適切に実施するために町のほうとしては条例の設置などを進めながら正しく運用していくということを念頭にさせていただいております。その中で、既に国のほうから示されていた内容につきまして、この場合は税条例ですので税の手続きをする上でということになります。その中で必要なもの、あるいは個人番号を記載していただくことで事務簡潔になるようなもの、それについて個人番号を使用することを定めて、様式などにそれらを記入していただくと、そういったための手続きをしていただくという内容になってございます。

今回、その中から町民税の減免申請に関するもの、あるいは特別土地保有税の減免申請に関するその一部の手続きについては、今まで必要と考えていたのだけれども、要らないことにしますという内容で今回、削除をさせていただくという内容になってございます。

この理由につきましては、先ほど若干触れさせていただきましたけれども、基になる申請の手続きがされた後にそれらの手続きがされるような内容のもの、したがって、今回のものでありますと、町民税の場合、最初に申告という行為がされて、その時点では個人番号をお願いするという内容になってございます。

その後、その決まったものに対する今度は減免の申請の手続きをするという内容については、一度、個人番号をこちら側に伝えていただいた後に出していただく書類という形になるものですから、そういった部分については軽減を図る内容として国のほうからそれらのものに関しての個人番号については今回、不要としますというような内容になってございます。

議員ご指摘のちょっと質問のお答えになっているかどうかわかりませんが、あくまでも個人番号を教えてください、そのことによって手続きが簡素化される、そういったものについては引き続き個人番号を記入していただくような内容で条例のほうも規定しておりますが、一部軽減できる、既に分かっているので必要がないような内容については今回、見直しをかけたという内容になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

おおよそ分かったという感じはするのです、減免、初めに納税をするときには個人番号を入れなさい、そうですね。それから、減免するときは要らないよと、これ逆だというふうに

するのです。納税の提出をして、この減免してもらおうということは、現実的に少なく払えないということなのだから、個人番号を入れるべきだというふうに僕は思うのです。普通、何も1回書いてあるのだから、書くのは何もやぶさかではないのだろうと、手続きするのは本人ですから、ですよ。これ、どうも国のやっていることちょっと後手後手だなと。ほかのものは消えてないのだから、減免だけなのだよ、土地だとか。減免だけなのだよ。これ、減免してもらおう人はやはり個人番号を入れるべきだと僕は思うのです。ほかのものは全部入れと言っているのだから、そうでしょう。減免するのに要らないよと、これ不合理ではありませんか、どう思いますか。一般的にはちょっと不合理かなと。やはり、してもらうのにはそれなりの代償もしていただかないといけないのではないかなと、形はいろいろあっても減免をしてもらうときには、本当に手続きが自動車税なども減免あるのですよね。

そういう手続きのときに、何もなしで1回はあれしたからと、これ1回も払わないのですよ現実的には。通知を出して、それで認可されればいいと、これわからない部分もあるのではないかという気がするのですが、条例で決めて言っているので余り文句を言ってもしょうがないのでやめておきますけれども、ちょっと不合理な部分が多いなということだけはお伝えをしておきますので、ちょっとこれ、うちとしてはやはり入れるべきだというふうに僕は思うのですが、どうですか、それ。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

私のほうからちょっと手続き的なところで説明不足なところがあったかと思しますので、若干、説明を加えさせていただきます。

減免のときに個人番号は様式上、書かなくてもいいよということになりますが、それは別な申請をしていただいた時点で、個人番号を記載していただいていると。役場側の税の担当としては、その方の個人番号を知り得ている状況にありますので、その番号についてはもう使わせていただける、把握している番号というようなことになるものですから、その後の手続きとして出てくる書類に関しては記載をしなくてもいいというような内容になっているということでご理解いただきたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご指摘のとおり、マイナンバー制度の部分ではいろいろご心配、ご質疑、ご不明な点もあるのかなというふうに思います。

今回のこの記載が要らないという部分については、申告等の主たる手続きがあると、その後発生する事務手続きについては、その前段でマイナンバーを記載した書類を提出しているので、これについては記載をしなくていいというところで、国の親心なのかなというふうに思っておりますし、これで納税義務者等の負担を軽減するのだという意志というふう

思っておりますので、またそういう形で法律がこの1月1日から施行されるというようなことも含めての改正でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎日程第6 承認第2号

○議 長

日程第6 承認第2号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、承認第2号専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、専決処分をさせていただいた事件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

専決処分を必要とした理由等につきましては、先の承認第1号と同様で、12月30日に専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、本日の議会においてご承認をいただきたく、ご提案を申し上げるものであります。

改正の内容につきましては、税務課長から説明をいたさせますのでご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

承認第2号専決処分としました、大樹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この改正につきましても、承認第1号の大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例と同様に、平成27年12月18日付、総務省自治税務局の通知、地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しに伴うものでございます。

国民健康保険税の減免申請手続きにおける個人番号の利用につきましては、平成27年10月2日付の総務省自治税務局通知に基づき、昨年12月の議会で条例の一部改正を認めていただいたところですが、今回の通知を受けて個人番号に関する改正を行うことにするものでございます。

大樹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成27年条例第40号は、平成27年12月8日に交付され、平成28年1月1日施行としておりましたので、1月1日より前に当該条例の改正を行い、改正した後の内容で条例を施行する必要があったことから、専決処分とさせていただきます。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

大樹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成27年条例第40号の一部につきまして、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第26条は、国民健康保険税の減免についての規定で、申請書に記載する事項から個人番号を削除するため、記載事項についての改正はなくなり、減免申請書の提出期限を納期限前7日から納期限に改める改正のみを行うことといたします。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行することとし、平成27年12月30日付で交付しております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第2号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎日程第7 承認第3号

○議 長

日程第7 承認第3号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、承認第3号専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

今回、専決処分をさせていただいた事件につきましては、大樹町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

専決処分を必要とした理由等につきましては、先の承認第1号、第2号と同様で12月30日に専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、本日の議会においてご承認をいただきたく、ご提案を申し上げるものであります。

改正の内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、承認第3号専決処分としました、大樹町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この改正につきましても、承認第1号の大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例と同様に、平成27年12月18日付、総務省自治税務局長の通知、地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しに伴うものです。

介護保険の減免申請手続きにおける個人番号の利用につきましては、昨年12月の議会で条例の一部改正を認めていただいたところですが、今回の通知を受けて個人番号に関する改正を行わないことにするものです。

大樹町介護保険条例の一部を改正する条例、平成27年条例第41号は、平成27年12

月8日に交付され、平成28年1月1日施行としておりましたので、1月1日より前に当該条例の改正を行い、改正した後の内容で条例を施行する必要があったことから専決処分とさせていただきます。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

大樹町介護保険条例の一部を改正する条例(平成27年条例第41号)の一部につきまして、次の表の改正の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第10条は、介護保険料の徴収猶予についての規定で、申請書に記載する事項から個人番号削除するため、記載事項についての改正はなくなり、第11条の減免についての規定では、減免申請書の提出期限を納期限前7日から納期限に改める改正のみを行います。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行することとし、平成27年12月30日付で交付しております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第3号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎日程第8 議案第1号

○議 長

日程第8 議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、昨年8月の人事院勧告を受けて、去る1月20日に国家公務員の給与関係法令が改正され、26日に公布されましたが、本町職員の給与も従前から国の制度に準拠しておりますので、今回、改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本町を含みますほとんどの市町村の職員給与につきましては、国家公務員の給与制度に準拠しておりますが、平成27年の人事院勧告を受け、去る1月20日に給与法等の一部を改正する法律が可決、26日に公布されておりますので、それに伴いまして大樹町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

本改正条例につきましては、3条により構成されております。改正の主な内容は、給料表の改定と勤勉手当の支給率の引き上げでございます。

それでは、表に従ってご説明申し上げます。

まず、第1条の改正部分ですが、表の第3条の改正、表の中の第3条(略)と書いているところの改正でございます。

条例別表の中の表の題名の改正でございまして、地方公務員法の改正に伴いまして、人事評価制度が導入されますが、その際に給与の級に対応する基準となる職務について明記せよと指導がございます。

その表につきましては、等級別基準職務表という名称で条例に定めることとされましたが、現在の条例中に級別職務分類表という名称があり、それと同様の性格を有していることから、この名称のみを変更するものでございます。

中段の別表第1、第3条関係、行政職給料表。改正前、改正後に対比されてございますけれども、これは給料月額の改正で国家公務員の行政職俸給表(1)の1級から6級までの部分を準用してございます。

続きまして、9ページをお開きください。9ページの一番下につきましては、最初にご説明申し上げました表の名称、級別職務分類表を等級別基準職務表と改めるものでござい

す。

次に、10ページをお開きください。10ページ、第2条の条例改正でございます。

10ページの第2条、11ページの第3条につきましては簡単に申し上げますと表の中段(1)(2)と二つ並んでございますけれども、(1)のほうにつきましては一般職員、(2)第2号につきましては再任用職員に支給する勤勉手当の総額を引き上げるもので、第1号の一般職員は100分の10、言いかえますと0.1月分、第2号の再任用職員は100分の5、0.05カ月分の引き上げとなります。

勤勉手当総額の率の変更は、今年度から適用されますが、引き上げ分の措置方法について、10ページから11ページ上段の第2条につきましては今年度、平成27年度の取り扱いについて、第3条につきましては、平成28年度以降の取り扱いについて定めてございます。

最初に、10ページの第2条ですが、第13条の第2項では勤勉手当の総額の割合の規定で、第1号一般職員につきましては100分の75を100分の85に、同じく第2号再任用職員につきましては100分の35を100分の40にそれぞれ引き上げるものです。

また、下段の第5項では、4月1日現在で55歳以上の職員に対する給料月額1.5%の減額措置を講じているため、勤勉手当の支給の総額についても減額するために必要な規定となっております。

11ページをお開きください。

中段の第3条からですが、第13条第2項第1号では、勤勉手当の基準日ごとの支給率を100分の80に、第2号では100分の40を100分の37.5に改正するものです。

また、第5項では先ほどと同じように4月1日現在で55歳以上の職員に対する給料月額の減額措置に対する勤勉手当支給総額の減額のために必要な規定でございます。

12ページをお開きください。

12ページの中段の附則でございます。第1項では、条例の施行日は公布の日とすること、それから勤勉手当の基準日ごとの支給割合を0.8カ月分ずつとする第3条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行することとするものでございます。

第2項では、給料表の改定は平成27年4月1日に遡及適用すること、第3項では、今年度の勤勉手当は全て12月支給分、勤勉手当の改正分は12月支給分に加えるため、基準日である12月1日に遡及適用すること、第4項では条例改正の遡及適用に伴いまして、既に支給された給与につきましては改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

条例の説明がありました。そこでちょっと疑問といたしますか、まず一つ勤勉手当というのは中身は前に聞いたような気もするのです。だけど多分、僕、14、5年前に聞いているかなと思うので、ちょっとろ覚えになっている部分がございますので、勤勉手当というのは何者なのか、それからこれは俗に言う年末のボーナスと同じものなのか、これについて勤勉手当というボーナスなのか、ボーナスはボーナスとして手当は別物にあるのか、この2点、ちょっとお伺いします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまのご質疑に対するご説明を申し上げます。

まず、後ろのほうから行きますが、勤勉手当というのは一般民間で言われるボーナスと同じものでございます。町の一般職員に対し、一般職員といたしますか、職員に対しますボーナスと呼ばれるものと期末手当と勤勉手当により構成されてございます。ちなみに、条例改正前は勤勉手当が1.5カ月分、それから期末手当が2.6カ月分の4.1カ月分が年間を通じて支給されることになってございました。

期末手当につきましては、一般的な生活給の部分という、もともとボーナスはそういう部分が多かったのですが、あくまでもその公務、もしくは職員の勤勉性を考慮して、例えば勤務期間、例えば欠勤がある場合とか、その他の職員の成績率というものに応じて勤勉手当は支給すると。

そのため、勤勉手当は1人に対して何カ月分という言い方はせずに、勤勉手当を全職員に対する勤勉手当を支給することができる総額として定めるものでございます。

ですから、例えば1人当たり1.5カ月ということではなくて、期間率とか成績率をもって増減できるという制度のものでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

大体、そうなのだろうということで思っただけなのですが、総額、勤勉手当というのはその人の能力によって金額は幾ら幾らという予算をとっておきながら、個々によっては増減率があるという解釈なのだろうと。

今まで、勤勉手当も今まで持たされていますが、上限率って今まで過去にあったのですか。この人の、早く言えば勤務状況が悪いから減額したよとか、そういうことがあったのか、一律にずっと出されてきたのか、病欠とかそういうのもあったのでしょうか、多分なくはないだろうなという気がするので、過去にそういうことがあったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ご指摘の点ですけれども、期間率と成績率と申し上げました、期間率で、その期間率が達せず減額される方はいらっしゃいました。ただ、成績率で成績が悪い、もしくは優秀であるため多く出す、低く出すということを適用したことは記憶にないかと思います。

ただ、実は平成28年4月1日から人事評価制度というような全ての自治体に導入されてございます。それから、それをもってすぐに対応できるか否かというのはちょっと微妙なところがあるのですけれども、公務能率の向上であるとか、その方の能力の発揮度合い、そういったものをもって人事評価を思い、それを手当に反映させていくのだという指導は国から、いただいておりますので、例えばその評価の基準とか、そういった平準化が進む中でおのずとそういう方向に向かっていくものと理解してございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

勤勉手当の評価表というものがあるので、今後はしっかりそれを遵守するというふうにとっていいのだろうと、今のお言葉では、今後は、勤勉手当の上限が出てくる可能性があるかと、速急にやはりそういうことはするべきだというふうに思いますので、しっかりのご検討をいただきますようお願いをしておくのか、していただきたいというふうに言ったらいいのか、町長そこでやる気があるのかどうか、こういうちょっと大変だろうと思うのです。人にだめだ、いいだをつけるのは町長からは言いつらいだろうと思うのだけれども、これは国のほうからのお達しですから、今後、やはりやるべきものはやるという姿勢があるのかどうかだけお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま給与制度の関係で勤勉手当のあり方、または人事評価のあり方についてのご意見をいただいたと思っております。

国も4月1日から人事評価制度については完全実施ということになっておりますし、管内的にも正直、早い段階から実際に施行しているところ、またはお試しでやっているところ等もありますが、未実施なところも管内にはありました。大樹町も含めてであります。

ただ、4月1日からは完全実施ということですので、大樹町も4月1日から人事評価制度の導入を進めるべく今、準備をしているところでもあります。

人事評価のあり方については第1次評価、第2次評価等もありますし、それぞれ職員が計画を出して1年間の自分の仕事面に関する計画等も出して、それに基づいて評価をしていく

というような段階になっていくのかなというふうに思っておりますので、この人事評価制度については円滑な実査に向けて鋭意努めていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

1 ページからの企業に関する条例の改正の欄で、改正額について私の計算が間違っていなければ一番多くて2,500円から最低で1,100円になっているのですが、先ほど説明の中で国家公務員給与の表を参照したということだと聞いていたと思うのですけれども、町独自に計算して、例えばこのパーセントか何かでこうなったのではなくて、ズバリ当てはめたという、そういう理解でよろしいですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ご質疑の点ですけれども、国家公務員の行政職俸給表につきましては10級制でございます、そのうちの1級から6級までを大樹町は準拠しているということで、その調整、国との給与月額調整はしてございません。ですから、国の1級から6級までをそのまま適用したというものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議 長

日程第9 議案第2号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第2号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、一般職員の勤勉手当支給率の引き上げに伴い、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が4.1カ月から4.2カ月となりましたので、特別職の期末手当につきましても同じ支給率とするものであります。

改正の内容につきましては、総務課長から説明をいたさめますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第2号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、町長、副町長、教育長に支給する期末手当の率を一般職員と同様に0.1カ月分引き上げるもので、従前から原則として一般職と同じ支給割合としてきておりますので、今回、改正しようとするものでございます。

具体的には、特別職の期末手当の支給率は4.1カ月分でございますが、これを0.1カ月分引き上げ、一般職員同様、一般職員の期末手当、勤勉手当の合計支給率と同じ割合4.2カ月分とするものでございます。

それでは、表に従ってご説明申し上げます。

この条例は2条で構成されておりますが、第1条につきましては平成27年度中の措置を、第2条につきましては平成28年度以降分の措置を記述してございます。

第1条の表ですが、平成27年度分につきましては12月分で措置することとし、支給割合を100分の212.5から100分の222.5に、100の10、すなわち0.1カ月分引き上げるものでございます。

第2条ですが、平成28年度以降分の期末手当支給率であり、6月、12月の支給率をそれぞれ2.025月分、2.175月分の計4.2カ月分とするもので、第1条において12

月支給分で一括措置した0.1カ月分を、これを第2条におきまして28年度以降は6月、12月それぞれ0.05カ月分を振り分けるための改正でございます。

2ページをお開きください。

附則でございますが、第1項では条例の施行日を公布の日、期末手当の基準日ごとの支給割合を6月2.025月分、12月2.175月分とする規定につきましては、平成28年度から施行するものでございます。

第2項では、今年度の期末手当は12月支給分に加えるため、基準日である12月1日に遡及適用すること、第3項では、条例改正の遡及適用に伴い、既に支給されました給与につきましては改正後の条例の規定による給与の打ち払いとみなすとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

特別職については特別職等の報酬の審議会というのが今はあるのかないのかをお聞きしたいのと、あれば諮問してこのような月数が出たのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ご指摘の大樹町特別職報酬と審議会条例はございますし、特別職報酬等審議会はございます。ただ、従前、本俸と申しますか、基本月給等の改正を行う場合は特別報酬等審議会にお諮りさせていただいておりました。各種付随する手当、例えば特別職につきましては期末手当と寒冷地手当が対象になりますけれども、期末手当についての支給率の部分は、そこは審議会に諮ってございません。

それから、寒冷地につきましては国に準拠しているということで、引き上げ、引き下げ、どちらのケースも審議会に諮るといことはしてございません。

今回につきましては審議会に諮らず、従前の流れによりまして一般職員同様の期末手当の支給率にするということにして今回、提案させていただいたものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議 長

日程第10 議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、一般職員の期末手当と勤勉手当、特別職の期末手当の支給率が4.1カ月分から4.2カ月分となりましたので、議会議員の期末手当につきましても同じ支給率とするものであります。

改正の内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の内容ですが、先の第1号、第2号議案同様に議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うもので、従前から原則として特別職や一般職員と同じ割合としてきておりますので、今回、改正しようとするものでございます。

具体的には、期末手当の支給率、現状4.1カ月分を0.1カ月分引き上げ4.2カ月分とするものでございます。

それでは、表に従ってご説明申し上げます。

第1条の表ですが、平成27年度分については12月分で措置することとし、支給割合を100分の212.5から100分の222.5に、100分の10、すなわち0.1カ月分引き上げるものでございます。

第2条ですが、平成28年度移行分の期末手当の支給率であり、6月、12月の支給率をそれぞれ2.025月分、2.175月分の計4.2カ月分とするもので、平成27年度は12月で0.1カ月分を措置いたしました。平成28年度以降は6月、12月それぞれに0.05カ月分を振り分けるための改正でございます。

附則ですが、第1項では条例の施行日を公布の日、期末手当の基準日ごとの支給割合を6月2.025、12月2.175とする規定につきましては、平成28年度が施行するものでございます。

第2項では、今年度の期末手当は12月支給分に加えるため、基準日である12月1日に遡及適用すること、第3項では条例改正の遡及適用に伴いまして、既に支給された報酬等につきましては改正後の条例の規定による報酬等の内払いと見なすとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
休憩します。

休憩 午前11時07分
再開 午前11時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第4号

○議 長

日程第11 議案第4号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第4号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ999万1,000円の追加と繰越明許費、地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第4号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についてご説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ999万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億4,155万5,000円とするとともに、繰越明許費、地方債の補正を行うものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。なお、財源内訳につきましては、特定財源があるもののみ説明し、全額を一般財源で措置するものについては省略をさせていただきますのでご了承ください。

最初に、議会費、議会運営経費、職員手当等で23万1,000円の増。先ほどお認めいただきました、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正に伴います期末手当の差額分支給のための増額でございます。

次に総務費、一般管理費、特別職給与、給料から共済費まで15万円の減。給料の減額につきましては、副町長の不在期間分の給料の不用額でございます。

職員手当等につきましては、期末手当の支給率の改正と教育長の任期の関係で6月の期末手当の支給対象が前教育長と現教育長の2名であったことによるものでございます。

共済費は、共済組合負担金の算定方法の改正によるものでございます。

続きまして、同じく総務費、電子計算費、庁内LAN維持管理費、委託料で655万4,000円の増。財源は国、道支出金、国庫支出金でございますが、327万6,000円、地方債320万円、一般財源7万8,000円のそれぞれ増でございます。

国から示されました新たな自治体情報セキュリティー強化対策におきまして、個人番号の利用事務に携わる職員の認証対策の強化の指示がございまして、それに対する財政上の支援措置も講じられることになりましたので、認証対策といたしましてパスワードのほかに静脈、血管の静脈でございますけれども、静脈による認証のためのシステムを導入するものでございます。

続きまして、民生費、福祉医療諸費、後期高齢者医療運営事業、負担金補助及び交付金で335万6,000円の増。平成26年度市町村療養給付費負担金の清算の伴う北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の追加でございます。

以上、合計で補正額999万1,000円の増、特定財源は国、道支出金が327万6,000円の増、地方債320万円の増、一般財源351万5,000円の増となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正をご説明申し上げます。最初に、歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額62億3,156万4,000円、補正額1款総務費から3款民生費まで999万1,000円の増。補正後の歳出合計62億4,155万5,000円。

続きまして、歳入をご説明しますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額62億3,156万4,000円、補正額14款国庫支出金から21款町債まで999万1,000円の増。補正後の歳入合計62億4,155万5,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費をご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁内LAN維持管理費、金額655万4,000円。

先ほどご説明いたしました情報セキュリティー強化のための委託業務でございますけれども、国の補正予算は成立してございますが、このセキュリティー対策の実施を行うに当たり、年度内の執行が困難なため、平成28年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、第3表地方債補正を説明いたしますので、4ページをお開きください。

地方債補正、追加でございます。

起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額320万円、この地方債につきましても、

情報セキュリティ強化のための委託業務に充当するもので、補正予算債として手当されるものです。この起債充当率は100%、元利償還金の50%につきまして、後年度、地方交付税により措置されるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

セキュリティの関係で、動脈だとかパスワードとか言われました。これを登録する人数というのがいいのか、管理する方は町長である、副町長であるのだろうけれども、これを利用する人というのは何名ぐらいいるのですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

利用人数でございますが、正確な数字と申しますか、今現在は23名でございます。該当するのは町民課の職員、税務課の職員、保健福祉課等の職員でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

職員というのは事務職、臨時も含めてなのか、職員でない方もおられるのだけれども、本当はパスワードを持っていたら静脈瘤、指紋だろうと思うのだけれども、これセキュリティ的にいくとやはり開くときには2名のパスワードを入れて開くぐらいにしないと、1名であればわからない部分があるのではないかと、これ銀行サイドは2名なのです。金庫開けのでも、何時何分、誰と誰がパスワード開けて、そのものを開けたのだというふうにしないと1人でやる。パスワードだと言っても何を開いているかわからないわけですよね、現実的に開かす上で誰の権限に基づいて開かすのか、ということが必要ではないかと僕は思うのですが、そこら辺はどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

業務の執行責任者につきましては、大樹町長ということになりますが、実際に職務を担当する一般職員といたしまして、例えばパスワードを2つもうけるにしても、結局、数字を知ってしまった人はその2つのパスワードを入れたら使えてしまうと、この情報にたどり着いてしまうということもございます。

一方で、その静脈認証という形でいきますと、パスワードを知っていても、その人の指先であるとか、手のひらであるということ、その本人であることの確認できない限り、そこに接続できないということになりますので、1つ、まず自分であることを証明すること、それを数字で証明するものと肉体的な特徴を持って認知症されること、この2つでより一層のセキュリティ対策の強化を図るという趣旨でございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

十分、そこら辺はわかっているのだけれども、許可をするわけだから、ただ、1人で上げた場合、何のために開けたかというのがわからない、ということではないですか現実的には。

何のためにその機械というか、パスワードを入れて開くのかというセキュリティが必要ではないかと僕は思うのです。

そこら辺を今すぐとは言いませんから検討していただきたいのと、もう一つは、今23名でお話がありました。その中で、異動によってまた識別を入れなければならぬ経費というのは出てくるのかどうか、そうですね、初め認証はしたけれども、その方はもう配置転換によって開かないという場合が出てくる。同じところにずっといるわけではないですから。そこら辺は、アフターというか、かかる維持管理の中では今回は見ていないと思うのですが、今後、どのような形になるかだけお聞かせください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

今回、導入しようとしております静脈の認証システムなのですが、これは1人1台というもの、その人専用の機械ではなく、その人であることを登録したものが次に開けたときに同一であるかどうか、という判断する機械でございますので、もちろん保守管理料はかかるのですけれども、人が変わったことに伴いまして追加費用というのは想定してございません。

また、お一人でそのシステムに、ネットワークに入り込んだというものにつきましては、履歴等が残りますので、追ってその検証が可能と理解してございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議 長

日程第12 議案第5号財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

提出者から提理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の無償譲渡についての議決をお願いするものであります。

無償譲渡しようとする財産は旧中島小学校用地として平成3年にご寄付をいただいた土地3,276平方メートルの一部で、地域の神社を移設する場所とするため、返還についてご相談をいただいております。

現在、旧中島小学校施設は中島地域コミュニティーセンターとして利用されておりますが、返還申し出にかかる部分は施設の利用に支障がなく、また指定寄付にかかる用途も廃止をしていることから、返還に向けて協議を進めていた経過があります。

本町の財産の交換、譲与、無償貸付等に係る条例では、寄付後20年以内であれば譲与することができますが、本件では20年を経過しているため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により無償で譲渡しようとするものであります。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第5号財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項、第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求める。

1、財産の概要。種類、土地。所在、大樹町字中島171番地5。

地目、雑種地。

地籍、1,900平方メートルに無償譲渡の相手方、広尾郡大樹町字中島179番地、大隅福一氏。

3、無償譲渡の理由、中島小学校用地として平成3年に指定寄付を受けた当該土地の一部について、寄付者から返還の要望があった。

中島小学校の閉校により、旧学校施設は現在行政区施設として利用しているが、指定用途外の利用であること、行政区施設の管理運営を行う上で申し出のあった土地を利用しないことに支障がないことから、当該土地の寄付者に対し無償で譲渡するものであります。

なお、参考として図面を添付し、議案下段に地方自治法の関係条文を抜粋で掲載しておりますので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成28年第1回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時33分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員